

公共工事建設発生土の民間受入地の登録申請及び審査要領

1 目的

県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に伴って発生する建設発生土が、適正かつ安全に民間残土受入地及び民間残土処分場（別紙－1「民間受入地登録判断基準」8の民間残土受入地及び民間残土処分場。以下「民間受入地」という。）に処理されることを目的とする。

これは、他の箇所で不要となった建設発生土を使用して民間受入地の造成を事業者の責任において行うものであり、この登録により県の建設工事で発生する建設発生土の搬出を可能とするものである。

2 民間受入地の登録申請

（1）民間受入地の登録申請書（事業者）

民間受入地の登録を希望する者（以下「事業者」という。）は、登録に必要な申請書を民間受入地の所在する総合事務所長へ、以下の書類を添えて提出すること。

なお、提出部数は2部とする。

①民間受入地の（登録・変更・継続）申請書（様式－1）

②当該受入地の関係法令に係る各種許可書等の写し

③許可条件がある場合は、その写し

④関係図面（位置図、平面図、縦断図、横断図、土砂等流出防止施設の構造図等）

⑤当該受入地が判別できる現況写真

・当該受入地の範囲がわかる写真（ビニールテープ等で範囲を示す）

・範囲を示すビニールテープは、毎年の現地調査で確認する。

⑥受入価格表及び受入価格の設定根拠に関する資料（収支計算書等）

⑦受入土質条件（土質条件等の搬入制限がある場合は、制限事項を記載）

⑧登録取消同意書（様式－2）

⑨残土搬入時の管理方法（例えば受入伝票を発行する等書式も添付する）

⑩受入地に関する土地の所有状況（登記簿謄本、借地契約書を添付する）

⑪受入地に隣接する土地の権利者、受入地がある地区の住民の代表者の同意書

⑫確約書（様式－8）

⑬受入地直下流側地区の同意書（受入地に1級河川、2級河川又は砂防河川等が近接する場合に限る）

（2）民間受入地の登録申請書の記載内容に変更がある場合（事業者）

民間受入地の登録申請書の記載事項に変更（面積、容量等）が発生した時点で、当該受入地の変更後の関係法令に係る開発等許可書等の各種許可書の写しを添付して変更申請書を提出すること。

なお、関係書類については、（1）民間受入地の（登録・変更・継続）申請書（様式－1）とする。

3 民間受入地の現地調査及び書類審査

（1）現地調査及び書類審査（総合事務所）

総合事務所は、民間受入地の登録申請書、変更申請書を受け付けた場合、民間受入地の（登録・変更・継続）現地調査票（様式－3）により、速やかに現地調査を行うこと。

また、提出書類についても、内容（関係許可書等）を審査し、必要に応じて、事業者の指導を行うこ

と。なお、採石場及び砂利採取場の採取跡地に残土を処分する場合は、別紙一「民間受入地登録判断基準」に定める条件を満たすものに限ること。

(2) 民間受入地の登録(総合事務所)

現地調査結果をもとに、別紙一「民間受入地登録判断基準」により適正で安全な受入地と判断した場合は、民間受入地として登録し、適正で安全な受入地と判断されない場合は、民間受入地不登録通知書（様式5-2）を事業者へ通知する。

総合事務所は、民間受入地として登録、登録内容変更等を行った場合は、速やかに民間受入地一覧表を県土整備部技術企画課へ送付する。

4 登録済みの民間受入地

(1) 民間受入地の登録を継続する場合(事業者)

登録期間は1年間とする。

登録年度から1年目となる年度の1月末時点に、民間受入地として登録されている事業者は、民間受入地の登録申請書の記載事項を再確認して継続申請書を提出すること。なお、継続申請書提出時点での受入状況等がわかる関係図面等を添付して提出することとする。

また、関係書類については、上記2(1)民間受入地の（登録・変更・継続）申請書（様式一）とする。

(2) 現地調査(総合事務所)

総合事務所は、民間受入地の登録申請書、変更申請書を受け付けた場合、民間受入地の（登録・変更・継続）現地調査票（様式一3）により、速やかに現地調査を行うこと。

(3) 民間処分地の登録(総合事務所)

民間受入地の（登録・変更・継続）現地調査票（様式一3）により現地調査を行い、適正で安全な受入地と判断した場合は、民間処分地の登録を継続する。

5 受入が完了した民間受入地

(1) 民間受入地の受入が完了した場合(事業者)

民間受入地の受入が完了した時点で、民間受入地の完了届（様式一4）を提出すること。

(2) 民間受入地の登録抹消について(総合事務所)

完了届けを受け付けた場合は、民間受入地の登録を抹消する。

民間受入地の登録抹消を行った場合は、速やかに民間受入地一覧表を県土整備部技術企画課へ送付する。

6 登録の取消し(総合事務所)

民間受入地として登録されている事業者で、申請書類の判断基準に基づく虚偽が発覚した場合、パトロール等により産業廃棄物の混入が確認された場合又は周辺地域に重大な影響を及ぼすおそれのある安全上等の必要な措置がなされていないことが発覚した場合には、民間受入地の登録を取消し、登録取消通知（様式一7）を事業者へ通知する。

また、パトロール等により、当初の申請書の記載事項の変更届けを提出せずに変更していたことが発覚した場合又は軽微な安全上等の必要な措置がなされていないことが発覚した場合、総合事務所は、事業者へ一定期間を設けて、民間受入地の是正勧告通知（様式一6）により是正に必要な勧告又は助言を行うものとし、期間内に是正・改善が図られない場合には登録を取り消すこととする。

なお、民間受入地としての登録を取消しされた場合、確約書に基づき、各様式に受入れた残土を事業者の責任及び負担において、すみやかに県が指定する残土処分場へ搬出し当該箇所を原形復旧する旨を記載する。

7 登録取消しについての同意書(事業者)

事業者は、民間受入地の登録申請書提出時に、登録取消同意書（様式－2）を併せて提出すること。

8 登録通知書の送付(総合事務所)

民間受入地の登録申請書により提出された書類を審査した結果、適格と判断した場合には民間受入地登録通知書（様式－5－1）を事業者に送付する。

9 その他

(1)建設発生土の搬出は、鳥取県国土整備部公共工事建設副産物活用実施要領に基づき行うものであり、登録受入地への搬出を約束するものではない。

(2)本要領による事務の流れについては、別紙－2「手続きフロー」を参考とすること。

10 施行

この要領は、平成17年3月31日から施行する。

この要領は、平成17年4月27日から施行する。

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

この要領は、平成22年1月21日から施行し、同年4月1日以降の申請から適用する。

この要領は、平成22年3月31日から施行し、同年4月1日以降の申請から適用する。

この要領は、平成24年1月30日から施行する。

様式-1

平成 年 月 日

総合事務所長 様

事業者名称

代表者

(印)

民間受入地の（登録・変更・継続）申請書

標記について、下記のとおり残土受入地を（登録・変更・継続）したいので、民間受入地の登録申請及び審査要領2の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 残土受入れの目的
- 2 受入費
- 3 受入れ可能な土質
- 4 残土受入地の場所 ○○市 ○○町 ○○番地
- 5 残土受入地の面積 ○○,○○○m²
- 6 残土受入地の容量 ○○,○○○m³
- 7 開発許可の番号 ○○第○○○○○号
- 8 開発許可日 ○○年○○月○○日
- 9 会社の所在地 ○○市 ○○町 ○○番地
- 10 担当者の氏名 ○○○○
- 11 連絡先 T E L ○○○○-○○-○○○○
F A X ○○○○-○○-○○○○

様式-2

平成 年 月 日

総合事務所長 様

事業者名称

代表者

印

登録取消同意書

民間受入地として登録されている事業者で、申請書類の虚偽等が発覚した場合、パトロール等により産業廃棄物の混入が確認された場合又は周辺地域に重大な影響を及ぼすおそれのある安全上等の必要な措置がなされていない事が発覚した場合には即時登録取消とされても異議は有りません。

また、パトロール等により、当初の申請書の記載事項の変更届けを提出せずに変更していたことが発覚した場合又は安全上等の必要な措置がなされていないことが発覚した場合に総合事務所から出される勧告又は助言に対して何ら是正・改善を図らない場合には、登録取消とされても異議は有りません。

なお、民間受入地としての登録を取消された場合は、受入れた残土を事業者の責任及び負担において、すみやかに県が指定する残土処分場へ搬出し、当該箇所を原形復旧します。

様式－3

民間受入地の(登録・変更・継続)現地調査票

残土受入地の事業者名称

代表者名

残土受入地の場所

市(郡)

町(村)

開発行為等の許可に係る項目	
許可の種類	
許可番号	
許可年月日	
受入地の状況	
受入地の範囲は、許可の範囲内か	
受入は隨時可能か	
受入容量は500m ³ 以上か	
受入後の整地は事業者で行っているか	
土砂の崩壊・流出による災害が、隣接地・周辺地域に生じないよう安全上必要な措置が施されているか	
受入地の雨水及び下水を適正に排出し、周辺に溢水、汚水等による被害が生じないような規模及び構造の排水路・沈砂池・沈殿池・調整池その他の排水施設が設置されているか	
受入地外の道路を汚さないよう必要な措置が施されているか	
受入地内の道路は、大型ダンプトラック(10t車)が通行するのに十分な幅員が確保されており、縦断勾配は10パーセント以下か	
受入地内の道路は、受入地内の交通を支障なく処理し、受入地外の道路の機能を阻害することなく、かつ、受入地外と接続してこれらの道路の機能が有効に發揮されているか	
国・県道等より受入地に至る道路は、大型ダンプトラック(10トン車)が周辺の環境及び他の交通に支障なく通行できるよう幅員等が確保されているか	
産業廃棄物が混入されていないか	
総合判断及び意見	
民間受入地として登録することが(適当・不適当)である。	

(注)調査した受入地に開発行為等の許認可に係る問題点が発見された場合は、業者を直接指導しないで、許認可権者へ速やかに報告すること。

調査年月日 平成 年 月 日
調査者

様式－4

平成 年 月 日

総合事務所長 様

事業者名称

代表者

(印)

民間受入地の完了届

標記について、下記の残土受入地への受入が完了しましたので、届け出します。

記

- 1 残土受入地の場所 ○○市 ○○町 ○○番地
- 2 残土受入地の面積 ○○,○○○m²
- 3 残土受入地の容量 ○○,○○○m³
- 4 完了年月日 ○○年○○月○○日
- 5 会社の所在地 ○○市 ○○町 ○○番地
- 6 担当者の氏名 ○○○○
- 7 連絡先 T E L ○○○○-○○-○○○○
F A X ○○○○-○○-○○○○

様式－5－1

番号
平成 年 月 日

事業者名称

代表者 様

総合事務所長 印

民間受入地登録通知書

平成 年 月 日付けで提出された民間受入地の登録申請書について審査した結果、民間受入地として登録します。

については、受入時期が隨時可能となるよう受入れ態勢を整えておいてください。

建設発生土の搬出は、鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領に基づき行うものであり、登録受入地への搬出を約束するものではありません。

(担当 :

番号
平成 年 月 日

事業者名称

代表者

様

総合事務所長 印

民間受入地不登録通知書

平成 年 月 日付けで提出された民間受入地の登録申請書について審査した結果、下記理由により民間受入地として登録しません。

(担当 :

)

記

登録しない理由

○○○○○○○○○○

様式－6

番号
平成 年月日

事業者名称

代表者

様

総合事務所長 印

民間受入地の是正勧告通知

標記について、下記のとおり残土受入地への是正勧告を通知します。
(担当 :

記

- 1 残土受入地の場所 ○○市 ○○町 ○○番地
- 2 残土受入地の面積 ○○,○○○m²
- 3 残土受入地の容量 ○○,○○○m³
- 4 会社の所在地 ○○市 ○○町 ○○番地
- 5 担当者の氏名 ○○○○
- 6 連絡先 TEL ○○○○-○○-○○○○
FAX ○○○○-○○-○○○○
- 7 是正勧告の内容
- 8 改善報告の期限 平成○○年○○月○○日まで
- 9 その他 改善報告の期限までに是正が図られない場合は、登録取消同意書に基づき、民間受入地の登録を取消します。

なお、登録を取消された場合、確約書に基づき、受入れた残土を事業者の責任及び負担において、すみやかに県が指定する残土処分場へ搬出し、当該箇所を原形復旧してください。

様式-7

番号
平成 年 月 日

事業者名称
代表者 様

総合事務所長 印

民間受入地の登録取消通知

平成 年 月 日付け第 号で登録通知した民間受入地については、下記理由により登録を取消します。

なお、登録を取消された場合は、確約書に基づき、受入れた残土を事業者の責任及び負担において、すみやかに県が指定する残土処分場へ搬出し、当該箇所を原形復旧してください。

(担当 :)

記

登録取消しの理由 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

平成 年 月 日

総合事務所長 様

事業者名称
代表者 

確約書

民間受入地の登録に当たり、下記のとおり対応することを確約します。

記

- 1 受け入れた残土をこの登録の目的外には使用しません。
- 2 残土受入地の管理運営、防災・安全対策等は、○○○（※事業者名を明記すること）の責任において誠実かつ遅滞なく行います。また、そのために要する一切の費用についても、○○○（※事業者名を明記すること）が負担します。
- 3 受け入れた残土は、転用しません。
- 4 残土受入地において、土砂の崩落、流出等の事故が発生した場合、直ちに対策を行うとともに、関係機関等に連絡します。
- 5 残土受入地周辺に溢水、汚水等による影響があった場合、直ちに対策を行うとともに、関係機関等に連絡します。
- 6 残土受入地外の道路について、次のとおり対応します。
 - (1) 残土搬入により受入地外の道路が汚れた場合、清掃等は事業者の責任及び費用負担において行います。
 - (2) 国・県道等から受入地に至る道路について、残土搬入による周辺への被害、周辺からの苦情等への対応は事業者の責任において行います。
 - (3) 国・県道等から受入地に至る道路に損傷があった場合、補修等は事業者の責任及び費用負担において行います。
- 7 県からの是正勧告に従います。
- 8 民間受入れ地の登録を取消しされた場合、受入れた残土を事業者の責任及び負担において、すみやかに県が指定する残土処分場へ搬出し、当該箇所を原形復旧します。

民間受入地登録判断基準

1 現地調査において「適当」と判断する場合は、次のとおりとする。

- ①下記の許可を受け、受入地の状況(民間受入地の現地調査票)に、問題が無い場合。
- ②下記の許可以外で、受入地の状況(民間受入地の現地調査票)に、問題が無い場合。
- ③諸法の許可に該当しない受入地で、受入地の状況(民間受入地の現地調査票)に、問題がない場合。
- ④適正な受入価格となっている場合。

2 許可の種類とは、次のとおりとする。(参考「関連法規等」を参照)

- ①土地利用対策要綱(県及び市町村)に基づく許可
- ②都市計画法に基づく許可
- ③建築基準法に基づく許可
- ④地すべり防止法(国土交通省所管、農林水産省所管、林野庁所管)に基づく許可
- ⑤砂防法に基づく許可
- ⑥急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可
- ⑦宅地造成等規制法に基づく許可
- ⑧森林法に基づく林地開発許可および残土処分地内の保安林の有無
- ⑨農地法に基づく許可
- ⑩土砂災害警戒区域等における土砂災害対策推進に関する法律に基づく許可
- ⑪その他、防災上の観点から審査許可された処分場

上記のほかに、国有財産用途廃止付替申請に関する協議済文書等

3 許可以外の条件とは、次のとおりとする。

- ①受入時期は、隨時可能であること。
- ②民間受入地の受入容量は、500m³以上であること。
- ③建設発生土搬入後の受入地の整地は、事業者で行うこと。
- ④土砂の崩落又は流出による災害が、隣接地・周辺地域において生じないよう地盤改良、擁壁の設置等安全上必要な措置がなされていること。
- ⑤受入地の雨水及び下水が適正に排出できるよう、受入地及びその周辺に溢水、汚水等による被害が生じないような規模及び構造の排水路・沈砂池・沈殿池・調整池その他の排水施設が設置されていること。
- ⑥受入地外の道路を汚さないよう必要な措置がなされていること。
- ⑦受入地内の道路は、大型ダンプトラック(10t車)が通行するのに十分な幅員が確保されており、縦断勾配は10パーセント以下であること。また、受入地内の交通を支障なく処理し、受入地外の道路の機能を阻害することなく、かつ、受入地外と接続してこれらの道路の機能が有効に發揮されるよう設計されていること。
- ⑧国・県道等から受入地に至る道路は、大型ダンプトラック(10トン車)が周辺の環境及び他の交通に支障なく通行できるよう幅員等が確保されていること。
- ⑨産業廃棄物が混入されていないこと。
- ⑩採石場及び砂利採取場の採取跡地に残土を処分する場合は、残土受入地の容量がそれぞれ認可を

受けた埋戻計画に記載されている埋戻量以上となっていないこと。

この場合における採石場とは、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、岩石採取計画の認可を受けている岩石採取場で、同法第33条の11の規定により認可が失効しているもの及び同法第33条の12の規定により認可が取り消されたものを除くものとする。また、砂利採取場とは、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可を受ている砂利採取場で、同法第25条の規定により認可が失効しているもの及び同法第26条の規定により認可が取り消されたものを除くものとする。

⑪安全性の確認が困難なことから、民間受入地の場合は、基本的に公共事業で発生した残土のみを受け入れることを条件とするが、くぼ地等で安定計算や構造計算を行わなくても安全性が明らかである場合は、この限りでない。

4 適正な受入価格となっているかの判断については、必要経費等（整地作業、防災対策、環境対策等の経費等）に対して、適正な受入価格となっているかを確認するものとし、技術企画課と協議の上、次表により判断を行う。ただし、採石場及び砂利採取場の採取跡地に残土を処分する場合及び分譲目的であることが明らかな宅地造成の場合については、受入費の徴収は認めないものとする。

区分	土地造成以外	土地造成	うち分譲宅地造成	採石場及び砂利採取場の採取跡地
受入価格	適正な受入れ価格であるかを確認し、技術企画課と協議の上、判断する。	ア、下記①、②を対象とする。 (諸経費は含めない) イ、下記③～⑤については、現場条件により必要に応じて対象とする。 (諸経費は含めない)	受入費の徴収を認めない。 (公共工事の工事間流用と同様の扱い)	受入費の徴収を認めない。

①整地費用（15トンブルドーザーによる整地単価に受入土量を掛けた額）

②搬入管理費（日当り普通作業員単価に受入日数を掛けた額）

③清掃費用（日当り軽作業員単価に受入日数を掛けた額）

④安全管理費用（日当り交通誘導員単価に受入日数を掛けた額）

⑤重機輸送費用（15トンブルドーザーの輸送（往復）費用）

上記の受入日数は、受入土量を標準日当り施工量で除した数値。

5 土地造成とみなす場合は、次のとおりとする。

①受入地が公道に接していて、残土受入れ後、容易に出入りができること。

②受入地周辺の宅地化が進んでおり、容易に宅地になると判断されるもの。

③残土受入れ後、従前の農地としての機能を有しないものとなること。

6 民間受入地の登録申請及び審査要領2(1)⑬の近接とは、近接河川等から残土受入地の盛土法尻までの距離が当該盛土高の2.5倍以内となる場合をいう。

7 残土の売却を目的とした民間受入地の登録は認めない。

8 民間受入地について

(1) 民間残土受入地とは、残土受入れが主たる目的ではなく、残土受入れによる土地造成等を主たる目的とした民間の受入地をいう。

(2) 民間残土処分場とは、残土受入れを主たる目的として、民間が開設した残土処分場をいう。

9 その他

(1) 総合事務所の所管区域については、本要領改正時点での所管区域とする。

(2) 現地調査等を行い、技術企画課と協議した上で、登録についての判断を行う。

(3) パトロールの実施

総合事務所は、所管の受入地を定期的(年2回程度)にパトロールし、別添民間受入地のパトロール調査票により技術企画課に報告するものとする。

別添

民間受入地のパトロール調査票

残土受入地の事業者名称

代表者名

残土受入地の場所

市(郡)

町(村)

パトロール年月 日	調査内容	問題あり	問題なし
	受入地の範囲は、許可の範囲内か		
	受入は随時可能か		
	受入容量は500m ³ 以上か		
	受入後の整地は事業者で行っているか		
	土砂の崩壊・流出による災害が、隣接地・周辺地域に生じないよう安全上必要な措置が施されているか		
	受入地の雨水及び下水を適正に排出し、周辺に溢水、汚水等による被害が生じないような規模及び構造の排水路・沈砂池・沈殿池・調整池その他の排水施設が設置されているか		
	受入地外の道路を汚さないよう必要な措置が施されているか		
	受入地内の道路は、大型ダンプトラック(10t車)が通行するのに十分な幅員が確保されており、縦断勾配は10パーセント以下か		
	受入地内の道路は、受入地内の交通を支障なく処理し、受入地外の道路の機能を阻害することなく、かつ、受入地外と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されているか		
	国・県道等より受入地に至る道路は、大型ダンプトラック(10トン車)が周辺の環境及び他の交通に支障なく通行できるよう幅員等が確保されているか		
	産業廃棄物が混入されていないか		
	受入地の盛土高は、許可の範囲以内か		
	盛土法面は適正な処理(法面保護)がされているか		
	調査内容に対する問題点		

(注)問題がある場合は、現況写真等を添付し報告する。

報告年月日 平成 年 月 日
地方機関名
調査者

<参考>

関連法規等

○開発許可には、都市計画法及び土地利用対策要綱(県及び市町村)に基づいた開発許可が考えられるが、開発面積等によって許可が不要な場合がある。

開発許可が不要な場合は、下記の関係法律等に抵触しないかの照会回答文書を添付させる。

1 土地利用計画関係

- ①土地利用対策要綱(県及び市町村)
- ②都市計画法
- ③農地法
- ④農業振興地域の整備に関する法律
- ⑤建築基準法

2 自然環境保全関係

- ①自然公園法
- ②都市緑地保全法
- ③鳥獣保護狩猟に関する法律
- ④森林法
- ⑤都市公園法
- ⑥自然環境保全法

3 防災関係

- ①河川法
- ②地すべり防止法(国土交通省所管、農林水産省所管、林野庁所管)
- ③砂防法
- ④急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ⑤宅地造成等規制法
- ⑥土砂災害警戒区域等における土砂災害対策推進に関する法律

4 その他

- ①その他、当該残土受入地において影響すると思われる関係法
- ②国有財産用途廃止付替申請書(公有水路、里道の用途廃止届け)に関する協議済文書
- ③事業者と市町村との公害防止等に関する協定書及び同意書

